

2021年11月17日

各位

会社名 THE COO 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 平良 真人
(コード番号：4255 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 兼コーポレート本部長 森 茂樹
(TEL 03-6420-0145)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月17日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 200,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2021年12月3日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2021年12月21日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」と総称する。)並びに野村證券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、東洋証券株式会社、極東証券株式会社及びあかつき証券株式会社(以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年12月13日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2021年12月14日(火曜日)から
2021年12月17日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2021年12月22日(水曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 300,700株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号
YJ2号投資事業組合 | 71,000株 |
| | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
NVCC7号投資事業有限責任組合 | 50,000株 |
| | 東京都港区北青山三丁目5番29号
D4V1号投資事業有限責任組合 | 30,000株 |
| | 東京都渋谷区
平良 真人 | 30,000株 |
| | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
NVCC8号投資事業有限責任組合 | 28,500株 |
| | 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 | 28,000株 |
| | 東京都渋谷区
野澤 俊通 | 22,200株 |
| | 山梨県甲府市
武井 哲也 | 20,000株 |
| | 東京都港区
下川 弘樹 | 15,000株 |
| | 東京都大田区
國分 隆毅 | 2,000株 |
| | 東京都渋谷区
星川 隼一 | 1,500株 |
| | 東京都新宿区
武井 公也 | 1,500株 |
| | 東京都板橋区
中山 顕作 | 1,000株 |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、引受人に全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 75,100株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
売出株式数 当社普通株式 75,100株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2021年12月13日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定(上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 75,100株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申込期日 2022年1月18日(火曜日)
- (4) 払込期日 2022年1月19日(水曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定(上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。)
- (8) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式数 当社普通株式 200,000株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 300,700株
② オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限75,100株
- (3) 需要の申告期間 2021年12月6日(月曜日)から
2021年12月10日(金曜日)まで
- (4) 価格決定日 2021年12月13日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2021年12月14日(火曜日)から
2021年12月17日(金曜日)まで
- (6) 払込期日 2021年12月21日(火曜日)
- (7) 株式受渡期日 2021年12月22日(水曜日)
- (注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。
- (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が75,100株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社ハイアンドドライ(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,100株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年12月22日(上場日)から2022年1月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,821,355株
公募による新株式発行による増加株式数	200,000株
公募後の発行済株式総数	2,021,355株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	75,100株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,096,455株 (最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額1,309,120千円については、第三者割当増資の手取概算額上限496,080千円とあわせて手取概算額合計上限1,805,200千円を、①Fanicon事業における広告宣伝費及び販売促進費、②人材採用費及び増加人件費、③本社オフィス移転にかかる費用、④Fanicon事業の海外展開にかかる費用、⑤借入金返済に充当する予定であります。

具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① Fanicon事業における広告宣伝費及び販売促進費

当社の「Fanicon」の知名度向上のための広告宣伝費、「Fanicon」のアイコン（注1）獲得に対してパートナー（注2）に支払う報酬、イベントでの配布やファン獲得の目的で製作するグッズに係る販売促進費として、904,100千円（2021年12月期22,000千円、2022年12月期269,000千円、2023年12月期以降613,100千円）を充当する予定であります。「Fanicon」はアイコンとしての「価値」を提供したいアイコン側のニーズと、ファンのアイコンと「つながりたい」というニーズをマッチングさせるプラットフォームであります。

② 人材採用費及び増加人件費

当社のFanicon事業は、アイコンを獲得後、コミュニティ開設までをサポートするオンボーディング部、開設後コミュニティのサポートやコンサルティングを行うカスタマーサクセス部によって、コミュニティにおけるアイコンとファンの熱量を高め続けることや開発人員による新機能の開発が重要と考えております。従って、カスタマーサクセス部のスタッフ及びプラットフォームの開発に関わるシステムエンジニアの採用にかかる費用や増加人件費として713,100千円（2021年12月期10,000千円、2022年12月期208,000千円、2023年12月期以降495,100千円）を充当する予定であります。

③ 本社オフィス移転にかかる費用

事業拡大による従業員の増加のため、2022年12月期中に予定している本社オフィス移転にかかる費用として58,000千円を充当する予定であります。

④ Fanicon事業の海外展開にかかる費用

ワールドワイドにエンタメビジネスを牽引する韓国のタレント、アーティスト等を「Fanicon」のアイコンとして獲得するため、現地への渡航にかかる費用や現地のパートナーに支払う販売促進費として、90,000千円（2021年12月期5,000千円、2022年12月期35,000千円、2023年12月期以降50,000千円）を充当する予定であります。

⑤ 借入金返済

財務体質および経営基盤の安定化を図るため、金融機関からの借入金の返済として、2022年12月期に40,000千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 7,180 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しておりますが、財務体質の改善に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)より、創業以来配当は実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
1株当たり当期純損失(△)	△145.12円	△174.70円	△40.19円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注)
1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である國分隆毅、武井公也、星川隼一及び中山顕作は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2022年3月21日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である株式会社ハイアンドドライ並びに売出人である平良真人、野澤俊通、武井哲也、下川弘樹、並びに当社株主であるHSアセットマネジメント株式会社、DX Ventures株式会社、株式会社吉田正樹事務所及び森茂樹は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2022年6月19日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である YJ 2 号投資事業組合、NVCC 8 号投資事業有限責任組合、NVCC 7 号投資事業有限責任組合及び D4V1 号投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2022 年 6 月 19 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売出価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2022 年 6 月 19 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は上記の 90 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権利を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。